

武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する意見書（その7） 目次

〈第60回以降追加分〉

1	池淵委員意見書（平成22年8月6日提出）	1
2	田村委員意見書（平成22年8月12日付）	2
3	岡田委員意見書（平成22年8月13日提出）	4
4	中川委員意見書（平成22年8月23日付）	6

武庫川流域委員会事務局 杉浦様

FAX
078-362-3942

前回の流域委員会にて村岡委員の原案追加條文について 下記のような
意見を提示します。

「健全な水循環の確保」について

(3) 流域の水循環機構の解明

機構の解明という表現は、その必要性は認識はするが、
河川整備計画の策定内容とあつてはややきつくないか。

流域水循環の把握とつとめる、といった表現ではどうか。

[理由]

- ・ 機構の解明は、学術研究領域で目指すものと区別
用いられていることが多い。
- ・ 流域水循環とあつては 自然および人工系の水循環
がかかっているとあり、後者とあつては各種施設や
取排水系統のかかわりが大きい。関連部局で
流域水循環チームを組んで、関連データを収集する
ととめるとともに観測を強化し、流域水循環を把握する
ことを進める。

池淵 周

流域連携の議論を深めるために「武庫川づくりと流域連携を進める会」の目的とこれまでの活動実績を資料として提出し、流域連携についてより具体的かつ積極的な記述になるよう意見を提出しますのでよろしくお取りはかり下さい。

2010/08/12 流域委員会委員 田村博美

①：武庫川づくりと流域連携を進める会の設立経緯と目的

当会は武庫川流域委員会が兵庫県知事に「武庫川の総合治水へむけて」提言書を提出した 2006 年 8 月以降、具体の武庫川づくりを進めるための連携組織が必要であるとの認識のもと、流域委員会委員 2/3 の有志および武庫川づくりに関心を持つ一般市民など約 25 名により 2007 年 4 月に結成された。現在登録会員は約 35 名。

その目的等は以下会則より抜粋する。

1. 本会は「武庫川づくりと流域連携を進める会」と称する。
2. 本会は、兵庫県知事の諮問機関である武庫川流域委員会が提言している「流域連携による武庫川づくり」へ流域住民の立場から取り組むために、武庫川に関する情報の共有をすすめ、武庫川づくりを目指したネットワーク構築を推進することを目的とする。
3. 前項の目的を達成するために、本会は次に掲げる事業を推進する。
 - ①武庫川への関心を高めるための広報、呼びかけ、講演会、ワークショップ、イベント等の実施。
 - ②流域の住民団体や事業者、行政機関との協議。
 - ③流域連携を進めるために必要な情報の収集と武庫川に関する「ハンドブック」の編集、出版。
 - ④その他、会の目的遂行のために必要な事業。

以下略

②：武庫川づくりと流域連携を進める会の活動実績

①当会主催のフォーラム等実績

- | | | | | |
|-------|---------------------|------------------|-------------------|----------|
| 第 1 回 | 2007 年 9 月 15 日 | 武庫川の水・魚・つながり | フォーラム | 約 40 名参加 |
| | | テーマ：川で魚と親しむことから | みんなで武庫川づくりを始めよう | |
| 第 2 回 | 2009 年 1 月 17 日 | 武庫川の魚・水・つながり | フォーラム | 約 70 名参加 |
| | | テーマ：武庫川に天然アユの復活を | ～フォーラム 2009 | |
| 第 3 回 | 2010 年 2 月 20 日 | 武庫川の魚・水・つながり | 第 3 弾 フォーラム | 約 80 名参加 |
| | | テーマ：天然アユが遡上する | 武庫川づくり～フォーラム 2010 | |
| 第 4 回 | 2010 年 3 月 6 日 | 武庫川の魚・水・つながり | 第 4 弾 フォーラム | 約 40 名参加 |
| | | テーマ：みんなで考える | 武庫川の水質～フォーラム 2010 | |
| 第 5 回 | 2010 年 8 月 8 日 | 武庫川の魚・水・つながり | 第 5 弾 | 17 名参加 |
| | | テーマ：武庫川下流の生き物 | ウオッチング 仁川合流点付近で | |
| 第 6 回 | 2010 年 9 月 4 日 (予定) | 武庫川の魚・水・つながり | 第 6 弾 フォーラム | |
| | | テーマ：武庫川下流を考える | フォーラム 現地視察とフォーラム | |

②武庫川および支川の水質調査実績（毎回 20 数名参加）

- 第 1 回 2008 年 6 月 8 日 川の全国一斉水質調査の一環として
武庫川水系約 25 箇所を実施 COD、NH4-N、NO2-N、NO3-N、PO4-P
- 第 2 回 2009 年 6 月 7 日 川の全国一斉水質調査の一環として
武庫川水系約 26 箇所を実施 COD、NH4-N、NO2-N、NO3-N、PO4-P
- 第 3 回 2009 年 11 月 8 日 武庫川独自調査
武庫川水系約 27 箇所を実施 COD、NH4-N、NO3-N、PO4-P、MBAS
- 第 4 回 2010 年 6 月 6 日 川の全国一斉水質調査の一環として
武庫川水系約 30 箇所を実施 COD、NH4-N、NO2-N、NO3-N、PO4-P
- 第 5 回 2010 年 11 月（予定）武庫川独自調査
武庫川水系約 27 箇所を実施 COD、NH4-N、NO3-N、PO4-P、MBAS

③当会の運営や活動内容を検討・準備するための運営会議

2007 年 4 月以降 2010 年 7 月まで 33 回開催。ほぼ 1 回/月実施。

その他、川づくり、生物多様性、環境、まちづくりなどのフォーラムやシンポジウムおよびポスターセッションに参加。

武庫川流域の概説および武庫川づくりについての PR 等を行ってきた。

④他団体との交流、意見交換など

3：流域連携についての修文追加

(修文案)

この「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる場面としては別図のような項目が考えられる。これら川の中だけにとどまらず流域一体となって武庫川づくりに取り組むには、地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもとより一層連携・協働していかなければならない。(参考別図) そのために流域連携の基軸となる組織の育成や強化及びこれを活用した協働的活動への支援を行う。さらに今後流域圏住民同士、住民と行政の連携を強化するパートナーシップ組織として武庫川流域圏の人々を中心に武庫川流域圏会議（仮称）の設立に向け積極的支援を行っていく。

(修正理由)

7/29 の意見書に記述した理由とともに提言書で提案した具体の流域連携組織にむけた積極的な記述とされたい。「武庫川づくりと流域連携を進める会」はパートナーシップ組織に向けた基軸の一つとして役割を果たすものとする。

第 107 回運営委員会での合意事項に基づく修文意見書は別に提出しましたが、下記問題については、更に検討が必要と思ひ、意見書を提出します。

正常流量について

正常流量については上記運営委員会資料 4-2 に原案修正文書があり、また同じく資料 4-1P.37 色々の意見が述べられているが、この用語に「正常」という言葉が冠せられている事から感覚的に違ったイメージがもたれることもあると思われる。

資料 4-2P.25 には維持流量として、武庫川の場合、漁業、流水の清潔の維持、景観、動植物の生息・生育の状況の 4 項目を挙げている事は概ね妥当であると思われる。しかし、流水の清潔の維持についてはこれをどう解釈するかによって、見解の相違が生じる恐れがある。

1. 水質の問題

H16 年 3 月改定の国交省河川砂防技術基準同解説(以下 技術基準) 計画編 3.2 正常流量・3.3 維持流量の設定の記述における「流水の清潔の維持」については、

流水の減少による水質の悪化がある場合は、これを抑制することが必要である。本来、河川の水質は流域における汚濁源対策により良好に保つべきであり、必要流量の検討に際しては、まず流域における流出付加源の削減を進めるべきである。しかし、そのような対策のみによっては良好な水質の確保が難しい場合もあるので、流量増による対応の可能性も考えておく必要がある。

と設定する場合の注意が記されている。兵庫県の調査(2007)や国の一斉調査(2010)のデータ等を見ても検査当日前後の降雨量や河川流量の大小によって、必ずしも安定した結果が得られるものではなく、流域事業場からの突発的な事故等も実際に発生しているので、余り余裕のない維持流量の設定は避けるべきだと考える。

2. 漁業・動植物の生息・生育についての維持流量

河川における自然環境と生態系の維持のために必要な条件については、第 42 回流域委員会資料 3-1 に述べられているが、そのうち最近観測調査も行われているアユの生活のための維持流量について村岡委員意見書(第 65 回委員会資料 4 の意見のように鮎の産卵時の必要条件を流速 60cm、産卵場所の水深 30cm として計算すると川幅は 6.5m となることが示されている。意見書にも書かれているように川幅は初期条件として決められるものである。生瀬橋地点の川幅は H10・H11 年の本地点における流量観測記録(H14.3 月 武庫川治水計画検討業務報告書 5-45,46)によると 14 回の観測データより川幅平均 21~25m であり、上記計算値からの川幅の 3.2~3.8 倍となる。生瀬橋地点はその後の洪

水により護岸が損傷を受けたが、川幅はそれほど変化はないと考えられるので、上記水深、流速、川幅の 3 条件は同時に成立しない。この場合川幅 25m、水深 30cm、流速 60cmより単純に計算すると $4.5\text{m}^3/\text{s}$ となり、整備計画原案修正案 P.25 に示された $1.5\text{m}^3/\text{s}$ の約 3 倍なる。

1. 水質の問題 を加味して考えた場合、この程度の余裕は必要であるとする。

「正常流量」という言葉は最初に述べたように正常という言葉が「正しい、ノーマルな」という意味から維持流量のようないわば最低必要流量(minimum demanded flow)という意味には取られないことに理由があると思われる。わざわざ「正常」と言わず、維持流量の方が誤解されなくてすむと思う。また一方では、武庫川は数年前に下流で断流間際の低流量となり、国道 2 号線以南では河道の殆どが砂浜となったことがある。最近武庫川の流量は次第に減少しており、こうした状況が続けば、生態系特に水生生物には深刻な事態を引き起こしかねないので、正常流量の数値はもっと高く設定し、それを維持するのに努力が必要である。なお、維持流量は河川をいくつかの類似した空間に分けて区間ごとの設定をすること、及び期間区分を行うことも技術基準には記されており、これについての配慮、及び将来潮止堰が撤去された状況に対応した検討も加えるべきであるとする。

武庫川流域委員会
委員長 松本 誠 様

意見書
治水のあり方から考える新たな洪水調節施設の扱い

2010年8月23日
委員 中川芳江

整備計画における洪水調節施設の扱いについて、以下のとおり意見を提出します。洪水調節施設のひとつの選択肢である千苧ダム治水転用に対する意見は、既に第62回委員会において3点の理由から整備計画に位置づけない旨を申し上げたとおりです。①課題解決におお相当の時間を要すると思われること、②治水効果が限定的でありながら巨費を要すること、③河川整備のあり方の観点から適切な選択肢と思えないこと、です。再度改めて、私の意見の根底にある「治水のあり方」についての視点から意見書として提出します。

1. 今次整備計画では新たな治水のあり方を目指したい

第62回委員会で申し上げました通り、私は、今次整備計画原案が、武庫川流域における新たな治水のあり方を展開する可能性を持ったものだと判断しています。その理由も第62回委員会で申し上げたとおりです。簡潔に繰り返せば、今次整備計画原案には、着実・確実な河川対策、流域全体での流域対策、どのような規模の洪水にも対応する減災対策の推進を位置づけ、更に超過洪水を明確に位置付けようとしています。この整備計画を、徹底的に20年間やりぬくことで、水害に対するこの流域社会の脆弱性と人々の意識は相当改善されるだろうと期待しているからです。

これは、今までの河川管理者が決して採用することのなかった、新しい治水のあり方への方向を指向するものです。

私は、今次整備計画では新たな治水のあり方を目指したいと考えています。

2. 今次整備計画に位置づけることが妥当と考える洪水調節施設・機能

私が今次整備計画に位置づけることが妥当と判断している洪水調節施設・機能とその判断根拠は以下の通りです。

(1) 青野ダム予備放流

理由：既存の治水機能を有するダムの有効運用、早期に運用改善が見込め効果発現までに要する時間が短い、運用改善に要する経費が比較的小さい。

(2) 浄化センター増設用地の遊水地

理由：委員会が検討した遊水地可能性の中で最も短時間で遊水地完成に至る選択肢であること（新たな用地買収が発生しない）、下水道管理者からすで一定の合意を取り付けている、従って早期に効果を発現できる洪水調節施設であること。

3. 今次整備計画に位置づけることを妥当と考えない洪水調節施設

私が今次整備計画に位置づけることが妥当ではないと判断している洪水調節施設とその判断根拠は以下の通りです。両者に共通する点は、治水効果発現まで長い期間を要すること、整備実現に莫大な巨費を要すること、これら洪水調節施設の巨費割り当

てによって他の治水対策に予算が回らなくなる可能性があること、完成するまで治水効果を何も発現しないこと、治水効果が限定的であること、です。

(1) 新規ダム（武庫川ダム）

理由：自然環境影響に対する多くの課題が現状でまだ残されていること、環境2原則を踏まえたダム計画が現状で構想できないこと、ダム対策自体への社会的な嫌気感に対して社会的合意を形成するプロセスが描けないこと、用地交渉から要すること。
(建築までで概算約350億円)

(2) 千苺ダム治水転用

理由：利水管理者（神戸市）との合意に至るための課題が多く課題解決に時間を要すること、現状で合意の目処が持てないこと、シミュレーションのための降雨データは時間をかけて蓄積することでしか解決できないこと。更に、本川ダムと比較すると治水効果が限定的に為らざるを得ないこと。（建築までで概算約310億円）

4. 従来治水への言い訳と未練－「継続検討」

河川管理者が主張する、2つの洪水調節施設の整備計画上の「継続検討」という表現の必然性を私は認めていません（2/24意見書で提出済み）。新たな治水のあり方を指向できる可能性のある、せつかくの整備計画を台無しにする記述です。確かに新規ダム建設推進の要請を繰り返してきた流域基礎自治体の存在、あるいは、新規ダム建設を積極的に推進してきた一部の県議会意見を考えると、そうした自治体や議会との合意形成のために河川管理者の表現文章として残さざるを得ない要求があることには一定の理解をします。しかし、何度も申しているように、あらゆる治水対策について可能性を検討し続けるのは河川管理者の責務であり、殊更、この2つの新たな洪水調節施設のみを取り上げて継続検討と明記するには及びません。すでに知事が県民（マスコミ）説明に引用するなど使われていますが、削除して頂きたいという2/24意見は今も持ち続けています。

5. 千苺ダム治水転用はいつ判断するのか

私は、第62回委員会、将来に向けて流域全体での統合的なガバナンスの観点では千苺ダムは流域全体の社会資本として再構築すべきであると申し上げました。これは2006年に表明した意見と同じで変わりありません。

さらに言えば、私は将来未来においては、河川の連続性を大きく阻害し自然環境負荷が大きい千苺ダムが、その必要性が薄くなれば撤去されることも可能性として視野に入れていきます。しかし、現時点、多くの神戸市民に水道供給する要請と役割がある千苺ダムに、その選択肢は現実的ではありません。今、判断するにあたっては、未来の方向を見据えつつも現在の社会の要請を無視した判断はできないからです。ですから、将来に向けて社会資本として再構築すべき、という未来に可能性を残した判断が今の私の結論です。

しかし、流域社会の要請が変わっていけば、自ずから、その判断もまた変わっていきます。結果として、判断が変わることもありえます。私は、千苺ダム治水転用は、どうしてもその判断を避けられなくなった時が来た時に、その時に、その流域社会での最適解を判断すべきだと考えています。

少なくとも、その判断時期は、今ではない、と考えています。

なぜなら、今、私達にはどうして千苺ダム治水転用の判断をしなければならないほど、治水に関して対策に窮しているわけではないからです。

ですから、その判断は、現在世代の私ではなく、未来世代に任せるのです。

6. 審議に望みたいことー治水のあり方ー

新しい治水のあり方を選び取る

「できるだけダムに頼らない治水のありかた」と「できるだけ新規ダムに頼らない治水のありかた」は、本質的に決定的に異なります。前者は治水のあり方そのものを指し、後者は新規ダムのみを止めることを指します。新規ダムも千苺ダム治水転用も、新たな洪水調節施設（治水機能のダム）をこの流域に整備することにおいては、つまり、治水のあり方としては、まったく同質なのです。ですから、千苺ダムの治水転用は後者にしかならず、決して前者にはなりません。

2つのダムの明らかな差異は、既存の構造物かどうか、という点です。既存の構造物であるからこそ、新たに生じる環境影響の点で、新規ダムと千苺ダムではおそらく差があるだろうと推定されるのです。千苺ダム治水転用を新規ダムより優先して検討すべきという論拠は、この点に依拠しているように思えます。

けれど私が今次の整備計画に望むのは、新たな洪水調節施設のどちらがまだましかということではなく、そもそもこの流域における新しい治水のあり方です。なぜなら、温暖化傾向など不確定要素がますます増加傾向にある未来に対して、少しでも洪水による被害を回避できる賢い方策は、新しい治水のあり方に基づく発想からしか実現できないだろうと考えているからです。その方向性を強く明確な意志を持って選び取ることが、未来世代に向けた現在世代の責任だと思うからです。

河川管理者が原案に新たな洪水調節施設を位置づけなかったことを、ダムを提言で封じられたから仕方なく消極的に今回だけはダムなしを選択しただけと捉えるか、提言を契機に新しい治水のあり方を指向してみようとすることに積極的に挑戦しようとしていると捉えるか、それはこの整備計画によってどの方向に流域社会を向かわせたいと考えるかによるのだろうと思います。

私は、明確に意志を持って新しい治水のあり方を実現する社会に向かいたいと考えるからこそ、この原案を積極的に後者として捉えています。例え様々な関係者の思惑が違ふところにあつたとしても、少なくとも原案では新たな洪水調節施設を位置づけはしません。このことを、どのように「利用」するかは、受け止める側の意志次第のように思います。

ですから、この原案審議において、原案に位置づけられていないこれらの洪水調節施設の実現に向けた検討の議論や、甲武橋地点での効果量の多寡の議論に私は重みを感じてはおりません。千苺ダムの推進に向けて詳細に継続検討すると整備計画に記述することは（千苺ダムを書くからには河川管理者としては新規ダムも出さざるを得ず、なおさらに）、新しい治水のあり方の方向性を選び取ることにならないからです。

本当にダムの連鎖を止めたいのならダムに依存しない社会への歩みを

河川管理を担う県職員の中には、あるいは、流域各市や流域住民の中でも、そのうち新規ダムをすればいいと思っている人がいるかもしれません。現状ではそれでもやむなしと思います。確かに現在の選択肢としては存在しています。今までは、ただの一度も、ダムに頼らない治水という発想をしませんでしたからやむを得ないので。だけれども、少なくとも、この原案では、できるだけダムに頼らない治水のあり方を指向しようとしています。

だからこそ、一度、この整備計画に基づいて、徹底的にこの流域で新しい治水を指向した今までにないあらゆる対策を、河川管理者も、基礎自治体も、住民もやり抜いてみて欲しいと思います。その先に、本当に流域社会がダムに過度に依存しなくてよい状況を生み出せれば、自信を持って洪水調節施設・ダムを選択肢から外せるように

なるでしょう。もちろんそうはなっていないかもしれませんが、けれども、やりぬく価値と意義は十分にある挑戦です。この挑戦をしない限り、この流域には、未来永劫ダムに頼った治水しかする能力がなくなるのです。そしてダムに頼った治水のあり方では、あらゆる規模の洪水から被害を回避することは不可能なのです。今次計画の約20年間とは、流域社会がこの挑戦に挑む時間なのです。大切なこの期間を、次期整備計画で新たな洪水調節施設・ダムを選択するための準備期間にしたいはありません。願わくは次期整備計画でも再びダムに頼らない選択ができるように、そうするための準備期間にしたいのです。

次期整備計画における次の洪水調節施設の選択肢は、このやりぬいた結果の約20年後に、流域社会の将来世代が未来時点での選択をすることに託します。

いのちをすくえる可能性へ

超過洪水を意識した時に初めて見えてくる「できるだけダムに頼らない治水のあり方」を指向する河川整備の可能性が、今ようやく見えてきているのです。そのような整備計画原案に、従来の治水のあり方の発想の延長上で新たな洪水調節施設をその検討を含めて位置づける必然性があるとは、私にはとても思えないのです。

千苺ダム治水転用の推進に向けた検討を整備計画に明記するという事は、新規ダムを中心に据えて発想してきたかつての河川管理者の思考と同じ地平に立つことになってしまうのです。

その発想からは、流域住民のいのち、川のいのちは決してすくいきれないのです。

以上